

瀬戸市水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給制度について

1 制度の概要

くみ取便所又は浄化槽を廃止して水洗便所に改造し、公共下水道へ接続される方に、下記の条件により融資のあっせん及び利子補給を行う制度です。

取扱金融機関を通じ、融資に係る利子の全額を瀬戸市が補給します。

2 融資あっせんの対象者

- (1) 下水道条例第4条第1項に規定する計画の確認を受けていること。
- (2) 下水道法第9条第1項の規定による公示の日から3年以内(公示の日から3年を超え8年までの間に行う水洗便所に係る改造工事であって、市長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。)に行う水洗便所に係る改造工事又は同項の規定による公示前の事業認可区域内における水洗便所に係る改造工事であること。
- (3) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (4) 資金を一時に負担することが困難であること。

3 取扱金融機関 ※利用する本支店の選択は、事前に金融機関に確認してください。

- ・瀬戸信用金庫(本店及び市内各支店)
- ・あいち尾東農業協同組合(市内各支店)

4 連帯保証人の要件 ※連帯保証人の詳細な要件については、直接金融機関に確認してください。

- (1) 連帯保証人は、独立の生計を営んでいる方1名
 - ・瀬戸信用金庫…申込者と同居の家族等であっても、収入があり被扶養者でなければ可。
金融機関の窓口に出向くことができる方であれば住所は問わない。
 - ・あいち尾東農業協同組合…瀬戸市在住で申込者とは別世帯の連帯保証人のみ可。
- (2) 法人の場合の連帯保証人は、法人の代表者1名以上

5 融資条件

(1) 融資金額

種 類	融 資 金 額
くみ取便所を水洗便所に改造する工事	申込者1戸につき70万円以内(単位1万円) ただし、便所が2箇所以上の場合は、1箇所増すごとに10万円を加算し、最高100万円を限度とする。
既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事	申込者1戸につき40万円以内(単位1万円) ただし、便所が2箇所以上の場合は、1箇所増すごとに5万円を加算し、最高100万円を限度とする。

- (2) 融資期間 40月(3年4ヵ月)以内
- (3) 償還方法 毎月払いの元金均等の方法による。ただし繰上償還をすることができる。

6 申込書に添付するもの ※申込書は工事着手の30日前までに提出が必要です。

- (1) 水洗便所改造工事見積書(排水設備指定工事店が作成したもの)
- (2) 所得課税証明書(3か月以内に発行したものに限る。)、法人の場合は決算書の直近3期分
- (3) 市税及び下水道事業受益者負担金の納付状況を確認する等の同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 工事

改造工事は、瀬戸市水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書を受け取った日から3か月以内に、瀬戸市下水道排水設備指定工事店に行わせ、完了してください。

改造工事が完了した日から7日以内に瀬戸市水洗便所改造工事完了報告書を提出してください。

8 契約

ご指定の金融機関で、融資契約手続きを行ってください。